

1 人件費(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率 B/A	19年度人件費率
20年度	114,165人 (H21.3.31現在)	40,543,159千円	989,266千円	8,679,418千円	21.41%	19.11%

*人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含んでいます。

2 職員給与費(普通会計予算)

区分	職員数A	給与費				一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計B	B/A
21年度	942人	3,772,015千円	760,872千円	1,613,358千円	6,146,245千円	6,525千円

*職員手当には、退職手当を含んでいません。給与費は、当初予算に計上された額です。

3 職員の平均給料月額および平均年齢 (平成21年4月1日現在)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
東近江市	346,800円	44.5歳	283,500円	50.1歳
国	325,521円	41.6歳	285,548円	49.2歳

4 職員の初任給 (平成21年4月1日現在)

区分		決定初任給	採用2年経過日給料
一般行政職	東近江市	大学卒	178,800円
		高校卒	144,500円
	国	大学卒	I種:181,200円、II種:172,200円
		高校卒	140,100円
			I種:194,600円、II種:180,600円
			145,900円

*大学卒のI種・II種は、国家公務員採用試験の区分です。

5 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額 (平成21年4月1日現在)

区分	経験年数	平均給与月額	区分	経験年数	平均給与月額
一般行政職	大学卒	10年	一般行政職	10年	246,400円
		15年		291,700円	
		20年		320,300円	
	高校卒	10年		279,700円	
		15年		319,900円	
		20年		366,600円	

6 一般行政職の級別職員数 (平成21年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事・技師	主事・技師	主査・主任	副主幹・専門員	主幹・副参事	次長・課長	部長	
職員数	34人	47人	185人	119人	135人	103人	13人	636人
構成比	5.4%	7.4%	29.1%	18.7%	21.2%	16.2%	2.0%	100.0%
1年前	5.5%	8.3%	28.3%	17.7%	22.3%	14.4%	3.5%	100.0%
5年前	-	-	-	-	-	-	-	-

*東近江市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

職員給与などの状況

市民のみなさんに市職員の給与などについて知っていただくため、その状況を公表します。

IP 0501580115601
問職員課 ☎0748-2415601



7 職員手当

(平成22年1月1日現在)

区分	東近江市			国
期末手当 勤勉手当	(21年度支給割合)	期末手当	勤勉手当	同じ
	6月期	1.25月分	0.70月分	
	12月期	1.50月分	0.70月分	
	計	2.75月分	1.40月分	
	職制上の段階、職務の級などによる加算措置あり			

区分	東近江市			国
退職手当 (20年度)	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	同じ
	勤続20年	23.50月分	30.55月分	
	同 25年	33.50月分	41.34月分	
	同 35年	47.50月分	59.28月分	
	最高限度	59.28月分	59.28月分	
	定年前早期退職特例措置による2~20%加算あり			

区分	全職種	
特殊 勤務手当 (20年度)	職員全体に占める手当支給職員の割合	16.0%
	支給対象職員一人当たり平均支給年額	398,400円
	手当の種類(手当数)	21
地域手当 (20年度)	支給額の多い手当=医師調整手当、多くの職員に支給されている手当=夜間看護手当	
	支給実績	116,910千円
	支給対象職員一人当たり平均支給年額	124,108円
	支給対象地域/支給率	東近江市内/3.0%
	支給対象職員数	942人
国の制度(支給率)		-

区分	19年度	20年度	
時間外 勤務手当	支給総額	308,486千円	276,226千円
	職員一人当たり平均支給年額	313千円	221千円

種類	東近江市	国
扶養手当	配偶者 13,000円、扶養親族 6,500円	同じ
	配偶者のない職員の扶養親族1人目のみ 11,000円	
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	
住居手当	借家、借間(支給限度額) 30,000円	借家、借間(支給限度額) 27,000円
	持家にかかる手当については、平成21年12月から廃止	持家(新築または購入取得後5年間) 2,500円

区分	東近江市			国	
通勤手当 (月額)	交通用具利用者	自転車	自動車など	同じ	
	2km未満	0円	0円		0円
	2km以上5km未満	2,300円	4,100円		2,000円
	5km以上10km未満	4,400円	6,000円		4,100円
	10km以上15km未満	6,600円	7,900円		6,500円
	15km以上20km未満	8,900円	10,100円		8,900円
	20km以上25km未満	8,900円	12,500円		11,300円
	25km以上30km未満	8,900円	14,900円		13,700円
	30km以上35km未満	8,900円	17,300円		16,100円
	35km以上40km未満	8,900円	19,700円		18,500円
	40km以上45km未満	8,900円	22,100円		20,900円
	45km以上50km未満	8,900円	22,800円		21,800円
	50km以上55km未満	8,900円	23,500円		22,700円
	55km以上60km未満	8,900円	24,400円		23,600円
	60km以上	8,900円	25,300円		24,500円
交通機関利用者(支給限度額) 55,000円			同じ		

8 特別職の報酬など

(平成22年1月1日現在)

区分	給与月額	期末手当
市長	720,000円	(平成21年度支給割合)
副市長	675,000円	6月期 1.25月分
		12月期 1.50月分
議長	414,000円	合計 2.75月分
副議長	351,000円	*ただし、本年度実支給額は在職期間率に応じて減額されています。
議員	333,000円	

イ. 年齢別職員構成 (平成21年4月1日現在)

職員数	40歳~43歳	114人
20歳未満	0人	44歳~47歳 123人
20歳~23歳	25人	48歳~51歳 216人
24歳~27歳	64人	52歳~55歳 187人
28歳~31歳	83人	56歳~59歳 131人
32歳~35歳	120人	60歳以上 10人
36歳~39歳	147人	合計 1,220人

*職員数は一般職に属する職員数です。地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除きます。

9 定員

ア. 部門別職員数

(各年4月1日現在)

区分	職員数(人)		対前年増減数(人)	主な増減理由	
部門	平成20年	平成21年			
一般行政部門	議会	6	6	0	
	総務企画	200	196	△4	支所業務の見直し、事務事業の見直し
	税務	63	60	△3	支所業務の見直し
	民生	202	202	0	
	衛生	63	68	5	発達支援・療育・相談業務の充実、地域医療政策の充実
	労働	3	3	0	
	農林水産	61	58	△3	林業事務所の廃止、統合
	商工	12	11	△1	事務事業の見直し
	土木	77	73	△4	支所業務の見直し
	小計	687	677	△10	
特別行政部門	教育	274	265	△9	文化芸術会館を指定管理へ移管、幼稚園の設置
小計	274	265	△9		
普通会計	計	961	942	△19	
公営企業等会計部門	病院	197	179	△18	医師・看護師などの欠員不補充
	水道	22	21	△1	事務分担の見直し
	下水道	29	28	△1	欠員不補充
	その他	49	50	1	業務内容(徴収事務)の充実
	小計	297	278	△19	
合計	1,258	1,220	△38		

国民健康保険

交通事故などの負傷を保険証を使って治療される場合

★必ず届出をお願いします

交通事故など第三者の行為が原因で負傷され、国民健康保険証を使って医療機関などで治療される場合は、警察への届出とともに、**受診前に市役所保険年金課もしくは各支所市民生活課へも届出が必要となります。**



※この届出により保険者(市)は加害者に対し、加害者が負担すべき医療費を請求することになります。
 ※届出をされない場合、保険者(市)が負担した医療費を返還していただく場合がありますのでご注意ください。
 (法律により、届出は義務づけられています。)

★届出に必要なもの

- 国民健康保険証 ●印鑑 ●交通事故証明書
 - 第三者行為による傷病届(保険年金課および各支所市民生活課にあります)
 - その他必要書類(事前にお問い合わせください)
- ※すべての書類がそろわなくても、まず届出をしてください。

★示談の前にご相談を

被害者と加害者の話し合いがついて示談をすると、その示談の内容が優先されるため、国民健康保険で立て替えた医療費を加害者に請求できなくなる場合がありますので、示談をする場合は、事前に連絡いただくとともに、示談が成立した時は、速やかに示談書の写しを提出してください。

★保険証が使えない場合があります

- 下記のような場合は、国民健康保険証を使って医療機関などで治療を受けることができませんのでご注意ください。
- ・交通事故で加害者からすでに治療費を受け取っている場合
 - ・酒酔い運転、無免許運転などの悪質な法令違反のうえ負傷した場合
 - ・自傷行為により負傷した場合(精神疾患がある場合を除く)
 - ・けんかなどにより負傷した場合など(正当防衛の場合を除く)

※その他、詳細につきましては、お問い合わせください。

☎保険年金課 ☎0748-24-5631 IP 050-5801-5631

◎クレジットカードでの納付
 国民年金保険料は、クレジットカードでの納付ができ、前納すると下表の通り割引があります。この納付では、クレジットカード会社から被保険者に代わり納付し、その後、会社がカード会員に請求します。直接、金融機関などでカードを提示して納付する方法ではあ

◎口座振替での前納
 国民年金保険料を口座振替で前納すると、保険料が下表の通りになります。平成22年4月分からの保険料について、1年前納または6か月前納の口座振替を新たに希望される場合や、振替方法を変更される場合は、**2月末日までに手続きをしてください。**現在すでに口座振替で前納をされている人で、平成22年4月以降も引き続き前納を希望される人は手続き不要です。手続きは、口座振替を希望される金融機関または彦根年金事務所(☎0749-231114)でお願いします。手数料は不要です。

前納すると保険料が割引になります

国民年金

将来への橋わたし



りませんので、ご注意ください。
 手続きは、保険年金課、各支所市民生活課、または彦根年金事務所(☎0749-231114)でお願いします。
 問 保険年金課
 ☎ 0748-24-5631
 IP 050-5801-5631

口座振替での納付	1年前納 割引額(年間) 3,690円 前納保険料額(年額) 172,230円	4月分から翌年3月分までの保険料を4月末に振替
	6か月前納 割引額(6か月分) 1,000円 前納保険料額(6か月分) 86,960円	4月分から9月分までの保険料を4月末、10月分から翌年3月分までの保険料を10月末に振替
	早割制度 割引額(月額) 50円 早割保険料額(月額) 14,610円	毎月の保険料を当月末に振替
	翌月振替 割引なし 保険料額(月額) 14,660円	毎月の保険料を翌月末に振替
クレジットカードでの納付	1年前納 割引額(年間) 3,120円 前納保険料額(年額) 172,800円	4月分から翌年3月分までの保険料を4月末に立替納付
	6か月前納 割引額(6か月分) 710円 前納保険料額(6か月分) 87,250円	4月分から9月分までの保険料を4月末、10月分から翌年3月分までの保険料を10月末に立替納付
	毎月払い 割引なし 保険料額(月額) 14,660円	毎月の保険料を当月末に立替納付

*金額はすべて21年度分。22年度分は2月中に決定予定。

■記号の説明・・・問=問い合わせ IP=IP電話